

■ 指定管理者制度

公の施設の管理について、地方自治法の改正（平成15年6月13日公布、15年9月2日施行）により、従来の「管理委託制度」が廃止され、「指定管理者制度」が新たに導入されました。この「指定管理者制度」の趣旨は、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするものです。

指定管理者制度の導入によって、地方公共団体や政令で定める法人（地方公共団体の1/2出資法人等）だけではなく、企業やNPO法人その他の団体（個人は含みません。）も公の施設の管理を行うことができるようになりました。

■ 三重県民の森及び三重県上野森林公園の概要

<三重県民の森>

三重県民の森は、昭和55年に行われた第31回全国植樹祭の跡地を、県民の憩いの場や学習の場として活用し、次代に引き継いでいくことを目的として整備された施設です。

開園	昭和55年5月
所在地	三重県菟野町大字千種字西貝石
敷地面積	445,836㎡
主な施設	自然学習展示館 RC造平屋建（419.9㎡）
	ふれあいの館 木造平屋建（218.8㎡）
芝生広場	31,537㎡
遊歩道	6,437m

<三重県上野森林公園>

三重県上野森林公園は、県民が自然と親しみ、やすらぎを得る場、自然への理解を深める場として活用することを目的として、上野新都市「ゆめぼりす伊賀」の一部として、整備された施設です。

開園	平成10年7月
所在地	三重県伊賀市下友生松ヶ谷
敷地面積	436,956㎡
主な施設	森のまなびや 木造平屋建（378.3㎡）
	かたらいの館 木造平屋建（75.6㎡）
芝生広場	10,878㎡
遊歩道	8,225m